

# 信託業法の概要

## 現行制度

- 1 信託業法において受託可能財産を列挙
- 2 現在、信託業の担い手は金融機関



## 1 受託可能財産の範囲の拡大

財産権一般を受託可能化

## 2 信託業の担い手の拡大

基本的考え方

金融機関以外の参入を可能にするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備

主なルール整備

参入基準

- |  |                               |
|--|-------------------------------|
| ・ 信託会社の業務内容に応じ区分：<br>) 一般の信託会社（免許制）<br>) 管理型信託会社（登録制・3年毎の更新）<br>（注）グループ企業内の信託は届出のみで可 | ・ 参入基準の内容：<br>最低資本金<br>人的構成 等 |
|--|-------------------------------|

組織形態

- ・ 株式会社が基本
- ・ TLO（Technology Licensing Organization）については、株式会社以外も可  
行為規制等
- ・ 営業保証金の供託      ・ 説明義務及び不当勧誘の禁止
- ・ 業務の第三者委託に関するルール整備      ・ 兼業制限      ・ 監督規制
- ・ 受託者責任（善管注意義務、忠実義務、分別管理義務） 等  
ディスクロージャー
- ・ 市場への情報開示      ・ 受益者に対する信託財産についての情報開示

## 3 信託サービスの利用者の窓口の拡大

信託契約代理店制度の創設

- ・ 信託契約の締結の代理又は媒介      ・ 説明義務及び不当勧誘の禁止
- ・ 登録制（法人・個人とも可）      ・ 所属信託会社による損害賠償責任

信託受益権販売業者制度の創設

- ・ 信託受益権の販売又はその代理・媒介      ・ 説明義務及び不当勧誘の禁止
- ・ 登録制（法人・個人とも可、3年毎の更新）      ・ 営業保証金の供託

## 4 その他

- ・ 外国の信託会社が免許・登録を受けて国内の支店で信託業を営める制度を整備
- ・ その他関係法律を整備
- ・ 施行日：公布の日から起算して6ヶ月以内で政令で定める日

# 信託制度の整備

## < 現状 >

1. 信託できる財産の種類  
金銭等に限定
2. 信託業の担い手  
金融機関のみ

## < 基本的方向 >

1. 受託可能財産の範囲の拡大  
(知的財産権の信託が可能)
2. 信託業の担い手の拡大  
(金融機関以外の者のノウハウを活用したサービスの提供が可能)

**資産の運用手段が多様に**  
国民のニーズに対応した多様な信託商品の提供

**企業の資金調達手段が多様に**  
知的財産権、売掛債権等の流動化による資金調達

**知的財産の管理手段が多様に**

- ・グループ企業内での知的財産権の一元管理
- ・技術移転機関(TLO)による大学発の特許権等の企業への移転促進
- ・中小・ベンチャー企業の知的財産権の信託会社による管理